

令和6年度

『貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業(県内宿泊必須)』における“閑散期加算”について【追加】

令和6年度 貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業において、旅行需要の平準化につながる閑散期の旅行商品の造成を促進するため、以下の要件を満たす旅行について、支援金の加算を行います。

※『貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業(県内宿泊必須)』に下記の加算メニュー追加と申請(実績報告)方法についてご案内をいたします。『貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業(県内宿泊必須)』の概要と合わせてご覧ください。また要綱については本加算メニューについて追記し、条番号等の一部修正をしております。

【閑散期加算の適用条件】

令和6年度 貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業の支援要件に加え、以下の要件を全て満たす旅行

1. 旅行期間が令和7年1月4日以降に出発し2月28日以前に帰着する旅行
 2. 参加人数が25名以上(添乗員を除く)の旅行
- ※ただし、インバウンド旅行に対する加算との併用は不可

【加算金額】

バス1台につき20,000円を加算

【注意事項】

◇“閑散期加算”の予算については下記の通り枠を設定します。予算に限りがございますのでご了承ください。

- ・令和7年1月4日以降出発で1月31日までに帰着するツアー

予算10台分(200,000円)

- ・令和7年1月4日以降出発で2月1日～2月28日までに帰着するツアー

予算10台分(200,000円)

◇“閑散期加算”の申請(実績報告)については先着順といたします。申請(報告)については下記の通りとなりますので、必ずご確認ください。

【申請(実績報告)・交付の流れ】

1. 『貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業』の電子申請システムにて実績報告を行う。

※貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業については下記をご参照 ください。

<https://hellonavi.jp/travel-agent/2023-bustour-stay.html>

2. 1の実績報告の後、『様式4(グループ旅行)閑散期加算 実績報告書』をメールにて送付する

メールの送付先: kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp

件 名: バス代支援 閑散期の加算について

※メール送信後にお電話にてメール到着の確認をされることを推奨いたします(ただし、電話確認は当協会の営業時間内8:30～17:30【※土・日・祝日・年末年始を除く】に限ります)。

3. 当協会にて『貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業』での必要書類、人数等の確認を行います。確認後、適用条件を満たしていると判断した後に『様式5(グループ旅行)閑散期加算 交付決定通知書』をメールにて発信・通知いたします。

4. 交付決定した申請については翌月の末日までに『貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業』のマイページ登録時の銀行口座へ振り込みます。

【その他】

・『貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金事業』では帰着後10日以内に実績報告を行うと規定しておりますが、必要書類をご準備の上、お早目の申請(実績報告)をお願いいたします(改めて先着順となることをご承知おきください)。

・社会情勢等の事由により事業を停止する場合がございます。事業停止をした日以降の申請は停止いたします。また、事業を中止又は停止した場合、申請済であっても事業を停止した日以降、支援金交付の対象とならず、事業者に対して、キャンセル料等いかなる場合も補償しません。

以上